

会 議 名 議会改革特別委員会

開閉日時 平成 28 年 7 月 14 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 49 分

会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 杉 浦 康 憲、 3 番 柳 沢 英 希、 5 番 長 谷 川 広 昌、  
6 番 黒 川 美 克、 1 1 番 神 谷 直 子、 1 2 番 内 藤 と し 子、  
1 4 番 鈴 木 勝 彦、 1 5 番 小 嶋 克 文  
オブザーバー 議 長、副議長  
2 番 神 谷 利 盛（説明員）

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柴田耕一、幸前信雄、北川広人、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議会の I C T 化の取り組みについて
- (2) 議会の災害対応マニュアルについて
- (3) その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。

《議 題》

(1) 議会のICT化の取り組みについて

委員長 この件については、事前に「高浜市議会情報機器使用規準（案）」及び「ICT化に関する定め 各自治体の事例」が配布されておりますので、配布資料の説明を求めます。

説(2) 議会改革特別委員会第7回、4月14日に開催されましたが、そのときに私、神谷がICT化ということで、高浜市議会で情報機器を使用するための基準の案をお示しするということになっていましたので、今回作成の上、お示しさせていただきました。それで作成した経緯と、それから中身を見て、今から説明をさせていただきます。

この規準は、先行しております、いわゆる議会のICT化に先行しております安城市、それから滋賀県大津市、神奈川県逗子市、それから愛知県内では西尾市、それから半田市の基準を参考にして作成いたしました。この作成の内容は、ビジネス文章的に案として作成しましたが、こういった議会というか、こういった世界に則った文字の表現だとかルールがあるようでして、これは当局にお願いして、そのような文章に直していただきました。で、それがお手持ち

にありますように、「高浜市議会情報機器使用規準（案）」でございます。これは、あくまでも案ということでありまして、いろんな、皆さんからの意見を、またお伺いしたいと思えます。

内容について、御説明させていただきます。すでに御一読いただいていると思いますけれども、要点だけ抜粋して説明させていただきます。まず目的、第1条、これは全文、読み上げます。「この規準は、高浜市議会（以下「市議会」という。）における情報機器の使用に関し、使用者が遵守すべき事項その他必要な事項を定めることにより、議事運営の効率化及び議会における文書量の削減を図ることを目的とする。」としております。

第2条には、それぞれの用語の定義を定めております。（1）以下の文章で会議というものは、市議会の本会議、それから常任委員会、それから議会運営委員会、それから特別委員会の中の外郭団体等特別委員会、議会改革特別委員会、それから公共施設あり方検討特別委員会、それから全員協議会、各派会議、広報・広聴委員会、議案説明会を会議という形で定義しております。また、会議の長については、常任委員会、特別委員会及び広報・広聴委員会の委員長という位置づけでございます。また、情報機器というのは、タブレット端末、いわゆるノートパソコンを定義しております。

それから第3条、ここは高浜市の議会の特殊性の定義ですけれども、使用できる情報機器としては、会議において使用することができる情報機器は、議員個人が所有するもの、ということをはかの自治体と違った定義にしております。それで、次条の規定により、議長及び会議の長が使用を認めたものとしております。あと第4条については、見ていただいたとおり、市議会の議員及び議長が使用を許可した者とするということで、使用者を規定しております。それで、使用する上で、情報機器使用申請書を出していただいて、それぞれ会議の長に許可を事前に受けてもらうというふうにしております。

あと第6条、遵守事項を見ていただきますと、いろいろ書いてますけど、（1）では、情報の受発信は、使用者の責任において行ってください。（2）では、会議で使用する情報機器は、できる限り会議又は議員活動の目的以外には使用しない。（4）では、使用者は、会議で使用する情報機器に個人的な情報又はデー

タが保存されているときは、会議で使用する情報又はデータと混在しないでください。というようなことが、遵守事項で定めてあります。

また、第7条では、会議中における禁止事項として、(1)に、当たり前ですけど、会議中に、外部との情報の受発信を行うこと。(2)に、会議中に、ソーシャルネットワーク、掲示板等への投稿を行うこと。(3)に、会議中に、音声、操作音等を発生させること等を定めております。以上が今回私が作成した案でございます。この案そのものは、できればもう来年度にはこの各会議で使用できるという前提で、みなさんの意見の統一を図っていただけたらと思います。

また、中身について、こんな内容じゃだめですよ、こんなふうに変更したらどうですかという、いろいろ意見があるかもしれませんが、それは7月末を目途に文章化していただいて、事務局のほうに提出していただけたら、よろしいかと思えます。それはそれで、いろいろ検討させていただきたいと思えます。以上あくまでも案という形で御提示させていただきましたので、今回この内容について、御質問等あれば受けたいと思えますけど、以上です。

委員長 それでは今、案を説明していただきました。それぞれ委員のみなさん方から質疑があれば、よろしくお願ひしたいと思えます。

## 質 疑 な し

委員長 それでは、今後の各派の態度といえますか、どういうお考えを持っておられるのか、各派の代表の方に御意見を伺いたいと思えます。

意(1) 市政クラブのほうで話をさせていただきましたが、まだ正直なところ会派内でも固まってはいません。一番まとまっていないのは、第7条第1号、会議中に、外部との情報の受発信を行うこと、とあります。これはその下にもSNS等書いてあるんで、基本的にはこれを見るとパソコン、タブレット等でインターネットにつなげるなということだと思えます。こちらに関しては会派内でも賛成、反対がありますので、今後も引き続き会派内での討論と外部の使用状況を考えていきたいと思えます。

そして、先ほど利盛議員からも言われましたが、ただ、討論は続けたいと思うんですが、ただただずるずるやっていくのではなく、やるかやらないかの方向性と、あと期限というものは少なくとも切ってやっていかないと、方向性も見失ってしまうし、ずるずるやっていくことになってしまうと思いますので、そちらのほうだけは決めて、できたら前進するほうでやっていきたいと思っております。

ここからは個人的な意見になってしまうんですが、こちらに書いてあるようなことを全部というのは、いきなり最初から完璧というのは無理なんで、まず持ち込みだけ、ネットでの受発信というのは禁止してもらって結構なんで、まず持ち込みして、ノートの代わり、紙、鉛筆の代わりということで使わせてもらえたらなというふうに思っています。

意（15） まだ、会派の中で議論ができておりませんので、改めてきちっと話し合いをして、その旨を次にお話しますので、持ち帰ってしっかりと検討しますので。

意（12） 私どもも、まだ十分、中に書かれていることは精査してありませんので、もう少し勉強させていただきたいと思っています。

問（6） その前に細かいところで申し訳ないですけど、今、これ「使用規準」となってます、ほかの安城だとか逗子市は基礎の基になってます。これは意味があって、規準という字が使われたのか、ちょっとその1点だけ。

答（2） 特に意味がないということで、パソコンで書いたらこれが出たということで特に意味があったわけではありません。

意（6） そのへんのところは、きちっとしたあれにさせていただいたほうがいいと思います。それから、私もぜひIT化は必要だと思っておりますので、先ほど杉浦委員の方からも言われましたけれども、できるだけ早くパソコンやなんかが持ち込みできるといいと思いますので、よろしくお願いします。

意（5） 基本的にICT化というのはいいと思うんですけど、私がひっかかるのは、第3条の議員個人が所有するものっていうのがちょっとひっかかるんですね。他市においてはやっぱり貸与、ちゃんと市の物を貸与して議員にやるという、そこが少しひっかかるのと、そこがしっかりしてから導入というんだ

ったら問題ないのかなと思うのと、あと第7条のところで、ここらへんはしっかり守ってもらうということがしっかり担保されることですね。ここをしっかりとやっていかないと、ちょっと変なふうに議会がなってもいけないので。ここらへんはしっかりとやってもらうことが条件であるならば、ICT化を進めていくことはいいと思います。また、前回、幸前議員がおっしゃられてたんですけど、市とどういうふうに進めていくのか、そこらへんもはっきりしてやっていったほうが私もいいと思うので、ICT化全体について流れ的にはいいと思います。

意(11) ICT化を進めるという上では、進めていただいているんですけども、まだ、書類がPDF化されるだけなのかというイメージがわからないので、どういった形になるのかというのも見せていただきながら、検討させていただきたいなと思いますが。イメージがわきません。

意(2) 長谷川議員がおっしゃった第3条、議員個人がというところは、高浜市が金がないんで、予算化して議員に支給するなんてことになったら市民からいろいろ出るんじゃないかなという懸念があったんで、僕はそういうふうにしたんですけど、議会の総意でもって支給だとしていただければ、全然問題になることではありません。それから神谷直子委員がおっしゃったように、あれを示してください、これを示してくださいって僕がやるんですか。そういうことをやるということ働きかけましょうよと。だから進めましょうならわかるけど、まるっきり他人事みたいに振られたら、結局前に進まない話だと思うんですよ。本当にやりましょうって思っていたら、そのためにこんなことをやりましょう、この条文をこう変えましょうよ、そういうふうに言っただいて、先ほど第7条のこと、これものすごい重要なことだと思うんですけど、だったら検討いただいてからで結構ですので、もっときちんとしていこうと出していかないと、結局全部振られて困ってしまいますので、そのところは、みんなでやるという方向づけが、意思統一がみなさんあるんであれば、やるという前提でもってのいろいろ御提案をいただけたらと思います。それについてはできるだけ相手にしますけど。

委員長 今、各会派の代表の方にお聞きをしました。おおかた前向きな御意見

が多かったわけですが、次の委員会的时候には、どういふ方向性を持っていくんだということをしっかりと各会派の中で御議論いただいて、進むのかあるいはまだ議論が必要なのかというところを、しっかりと次のときには方向性を決めていきたいと思ひますので、各会派の中で調整をよろしくお願ひしたいと思ひます。

意（3） 先ほど1番委員からも期限を決めてということだったので、次のときには、例えばこの使用規準も各派訂正して出していただくという形。

委員長 もちろん今案、たたき台を出していただいたもんですから、それに訂正、あるいは加筆等あれば、それに向かつて、たたき台として出してありますので、それに対して御意見があれば、それで進めていきたいと思ひます。

意（2） これやらないということであれば、全く議論する必要はないんで、これは進めるべきだという前提でなら、いろいろな意見を揉むこともできると思ひんですけど、その判断というのはどのタイミングですべきなんでしょう。やらないんだったら、やってもしょうがないんで。

委員長 今、私が言ったように、次の委員会的时候にはしっかりと、結論を出してくださいという、各会派の中でね。方向性を出してください。その中で、たたき台を出してありますので、いろいろ加えることがあれば加える、十分議論してくださいということです。次のときには方向性きっちり決めていきたいと思ひますので、そのときに曖昧な返事ではなくて、前かやめるか、問ひますので、よろしくお願ひします。

## （2）議会の災害対応マニュアルについて

委員長 この件については、事前に「高浜市議会大規模災害発生時対応要領（案）」及び「議会の災害対応マニュアル等 各自治体の事例」が配布されておひますので、配布資料の説明を求めます。

説（事務局長） それでは、この要領（案）について、御説明をさせていただきます。前回の委員会におきまして、最終的には議長と事務局で案を作成して、それを次回示されたいということでございましたので、一応議長と調整をして、

この要領（案）を作成させていただいております。

本案は、全体で11条からなっており、主に、宮城県岩沼市の要領及び碧南市の要綱を参考として調製させていただきました。それでは、第1条から順に規定内容の概要を御説明させていただきます。A4判横長の各自治体の事例の資料をごらんいただきながら、聞いていただければと思います。

初めに、第1条ですが、この要領の目的として、高浜市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における高浜市議会の議員の行動を定めることにより、災害時における迅速かつ適切な議会の対応を確保することを目的とするをいたしております。

第2条は、「災害対策支援本部の設置」に関する規定で、次に掲げる規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、高浜市議会議長は、高浜市議会に災害対策支援本部を設置することができるをいたしております。なお、岩沼市の場合は「協議会」となっておりますけれども、今回碧南市の「災害対策支援本部」を採用した理由ですが、やはり協議会というと、何かを議論するだけの場というイメージがあり、災害に対して何か行動を起こすという意味では、「支援本部」のほうが適当ではないかということで、支援本部とさせていただいております。

次に、第1号でございますが、高浜市危機管理マニュアルに規定する「非常配備・本部要員登庁基準(風水害)」における第3非常配備体制がとられたとき。」と規定しておりますが、これはどういうときかといいますと、本日別に1枚ペラで配らせていただいておりますけれども、「非常配備・本部要員登庁基準」(風水害)編をごらんいただきたいと思います。そうすると一番右側に第3非常配備体制ということで、「1 市内全域に大災害が発生し又は発生の恐れがある場合並びに全域でなくても災害が特に甚大と予想されるとき」、「2 特別警報大雨、暴風、高潮、津波に関する特別警報が発表された場合」、こういうときは、支援本部を設置することができるというものでございます。あえて第3非常配備体制とさせていただいたのは、風水害、特に台風あたりですと、第2非常配備体制でも市の災害対策本部が設置をされます。例えば、台風の接近に備えて災害対策本部が設置される、こういうケースは非常に多くあります。岩沼市や



碧南市のように、単に市の災害対策本部が設置された場合に議会も対応すると  
なると、実際空振りに終わるケースが非常に多いということが考えられますの  
で、もう少し大規模な風水害による被害の発生が想定される場合とさせていた  
だいたものでございます。

次に、第2号ですが、危機管理マニュアルに規定する「非常配備・本部要員  
登庁基準（地震災害）」、これ裏面になりますけども、地震災害編における第2  
非常配備体制がとられたとき、といたしております。今の裏面のほう見ていた  
だきますと、これはどういうときかといいますと、「1 伊勢・三河湾に津波警  
報が発令されたとき」、「2 高浜市において震度5弱の地震が発生したとき」、  
「3 相当規模の災害が発生するおそれのあるとき」、「4 その他市長が必要  
と認めたとき」ということで、こういった場合には、市のほうには災害対策本  
部が設置されるということでございます。ちょっと、ここで条文の修正を願  
いします。説明原稿をつくっておるときに気がつきましたが、「第2非常配備体  
制がとられたとき」という部分を「第2非常配備（警戒体制）又は第3非常配  
備体制がとられたとき」というふうで、第3非常配備体制の場合も当然支援本  
部を設置すると。現在の条文のままだと、第3非常配備体制がとられたときは、  
設置しないのかと、とられてしまいますので、ちょっとそのへんは修正をした  
いなと考えております。次に、同条の第2項ですけども、支援本部は、任意の  
組織とする、ということで、条例・規則に基づく市議会としての正式な組織で  
はないことを明確にさせていただいております。

第3条ですが、支援本部の構成に関する規定で、支援本部は、全ての議員で  
組織し、支援本部に本部長及び副本部長を置くこととし、第2項では、本部長  
は、議長をもって充て、支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督すると、  
本部長の役割等を規定しております。以下、第3項では、副本部長は、副議長  
をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理  
すると、副本部長の役割等について規定しております。第4項では、本部員は、  
本部長及び副本部長を除く全ての議員をもって充てるとし、第5項では、本部  
長及び副本部長に事故があるときは、年長の議員が本部長の職務を代理する、  
としております。

第4条ですが、本部長の職務について規定するもので、第1号から第4号までの職務を行うこととしております。第1号は、一番大事な、議員の安否確認を行うこと。第2号は、市の災害対策本部から、災害に関する情報の収集を行い、議員に情報提供を行うこと、といたしております。第3号は、市の対策本部に対し、支援本部が集約した、地域の被災状況や避難者等に係る情報の提供及び復旧・復興に係る提言等を行うこと。第4号は、議員から、支援活動を行うために必要な被災地又は避難所等の現地視察の要望を受けた場合に、市対策本部と必要な調整を行う、以上4点を本部長の職務といたしております。

第5条は、支援本部の活動に関する規定でございます。第1号から第5号までに掲げる活動を行うものとしておりまして、第1号では、議員から寄せられた被災情報及び復旧・復興に係る提言等の集約を行う。第2号では、市対策本部が行う復旧・復興事業の円滑な実施のための支援活動に係る議員間の調整を行う。第3号では、市対策本部が行う復旧・復興事業の円滑な実施に必要な国・県等への要望活動等を行うこと。第4号では、市対策本部が行う被災者支援事業等の被災者への周知活動等に協力すること。第5号は、その他ということでございます。

第2項では、本部長は、必要に応じて支援本部会議を開催することができることとし、第3項では、支援本部会議は、本部長が招集し、全ての議員が出席するものとしております。

第6条は、幹事会に関する規定でございます。支援本部に幹事会を置き、幹事会は、本部長、副本部長及び会派の代表者で構成することとしております。また、第3項では、会派の代表者に事故があるときは、当該会派の議員の中から代理者を出席させることとし、ただし、一人会派については、この限りでないとしております。第4項では、幹事会は、支援本部の行う活動の事前調整その他支援本部の運営に必要な活動を行うこととしております。

第7条は議員の対応に関する規定で、議員は、第2条第1項各号に規定する災害が発生したときは、自身の安否について本部長に報告するとともに、連絡体制を確保するために、所在及び連絡先を本部長に報告しなければならないといたしております。また、支援本部会議の招集があったときは、会議に出席し、

情報の共有に努めるものとしたしております。また、第3項では、議員は、率先して被災情報の把握に努めるとともに、被災者等の支援活動を行うものとするほか、第4項では、議員は、必要に応じて被災情報を市対策本部及び支援本部に報告するものと規定いたしております。

第8条ですが、一番大事な部分であります「個別活動の自粛」に関する規定でございます。議員は、個人又は会派等で市対策本部の職員その他執行機関の職員等に対し、個別に情報提供を求め、又は要望活動を行うなどの行為は、自粛をするものとしたしております。

第9条は、議会事務局職員の対応に関する規定で、第1号から第5号までに掲げる対応をとることとしたしております。第1号から第3号までは、主に、局長の対応に関すること、第4号は、事務局職員の対応に関すること、第5号は、局長及び事務局職員に共通する対応として規定をいたしております。

第10条は、支援本部の解散に関する規定で、議会において、当該災害に係る特別委員会が設置されたときは、支援本部を解散することし、最後に、第11条は、雑則規定で、この要領に定めるもののほか、災害時の議員の行動について必要な事項は、議長が別に定める、といたしております。

以上で説明を終わります。

委員長 それでは、今の説明に対する質疑に入ります。

質 疑 な し

委員長 それでは、各会派の今後の方向性、進め方等についてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

問(3) ちょっとこちらのほうしっかり見させていただいて、事業継続計画のほうもありますので、そちらと合わせて会派のほうでさらにちょっと話をしていけないといけないかなと思っております。ちょっと先ほど質問で手を上げなくて申し訳なかったんですけども、ちょっと教えてほしいのは、岩沼市さん等の話では、岩沼市さんのやつをもとにというお話なんですけど、基本的にちょっとわからないのが、多分議員さんとかは地元の活動がほぼメインになってく

るのかなという気はするんですが、通信機器だとか復旧を例えばしてない場合、  
どういうふうに連絡をとったらいいのか、岩沼市さんはどうしてたのか、ちょ  
っとよくわからないんですが。

答（事務局長） 通信手段ですが、当然大規模災害が発生して、インフラが止  
まってしまって、例えば停電だとかそういった場合は、そういった電話だとか  
メールだとかいう手段は使えないわけですけども、高浜市、13.11 平方キロで  
すので、何らかの形で少なくとも現在の状況だとか、今後の規定の中でもござ  
いますけども、連絡体制を確立するために、所在あるいは通信方法、そういつ  
た連絡方法等については、場合によっては災害対策本部というんですか、役所  
のほうに出向いていただいて、通信手段がない場合は、そういったことも実際  
やっていただく必要もあるのではないかと考えております。

意（3） まち協さんだとか町内会さんだとか、無線を使われると思うので、  
基本的にはそれぞれ小学校区ごとにあるので、そちらのほうで議員、対応して  
いくという感じも一つののかなという気もするんですけども。その中で情報の  
伝達を地元を通してやってもらうというのが一番いいのかなと。先ほど自粛の  
部分もありましたけども、ちょっとそこらへんも考えてもいいのかなと。

意（事務局長） 確かにおっしゃられるように、各まち協のプラザのほうには、  
MCAの無線がありますので、それを使っていただくのも別段やぶさかではご  
ざいませぬので、この要領の中にありますようにとにかく災害が発生した場合  
というのは、まずは連絡体制の確立というのが一番大事ですので、なんらかの  
形で所在だとか連絡方法等について役所のほうに、事務局のほうに連絡をいた  
だくということで、その部分については今おっしゃられたようなことを、この  
中に盛り込むかということもありますけども、そこまでの必要性はどうなのか  
なと思いますので、どのような手段をとって連絡をしていただくのかというの  
は、それぞれお考えをいただくということでお願いしたいと思います。

意（3） そういった部分を含めて、会派の中で一度話をしていかなきゃいけ  
ないかなと思いますので、一度持ち帰って再度話はさせていただきます。

意（15） うちのほうの会派もまだしっかりと議論はしておりませぬので、先  
回もらった要領については、改めてしっかりと議論をさせていただきます。そし

て今お話が3番委員よりありましたけども、やっぱりBCPについても合わせて検討はしていかなければならないと思いますので、先回るときもこのBCPの先進地である大津市の勉強のことも、今後は検討をしていただきたいと。その中で例えば議員研修で行うとか、そういったところでも勉強をさせていただく場も検討させていただきたい。いずれにしても、しっかりもう一回会派に持ち帰って検討します。

意(12) 私どもも、まだ十分精査してありませんので、よく中身を調べて、精査していきたいと思います。

意(6) おおむね私はこの配布していただいた段階で、これでいいのかなと思ってますので、次のときにはもう少ししっかりしたものを出していただければ、検討させていただきたいと思います。

問(5) 私も基本的にはこの要領案でいいのかなと思います。質疑のときに聞けばよかったですけど、第2条の風水害のときは第3非常配備体制がとられたときってあって、2号は第2非常配備体制からになってますけど、このへん分けた理由を教えてくださいたらありがたいです。

答(事務局長) 地震災害編は第2非常配備体制からっていうことの御質問ですけども、やはり第2非常配備体制がとられるときのところを見ていただきますと、伊勢・三河湾に津波警報が発令されたときというような部分もありますので、これは大規模な災害が発生するおそれが想定されますので、この段階で支援本部を設置したほうがいいのではないかという考えで、そのようにさせていただいたものでございます。

意(5) わかりました。また持ち帰って、検討させていただきます。

問(11) この支援本部は任意の組織とするとなっていて、支援本部会議は全ての議員が出席するものとするってあるんですけども、これってもし来れない、怪我とかするから任意の組織となっているのか、基本的には皆さんが同じ情報を共有して、市民の方に対応してくださいというためにつくられてると思うんですけど。議員として被害状況が発生したときにどういう対応をしなければいけないですよということをつくられてると思うんですけど。市民の方として、議員にどういうふうに対応してもらいたいのかとか、市としてどういうふう

対応してもらいたいのかということが書いてあると思うんですけど、いまいち被災状況を市に届けて、それを市民の方に今こういうふうにやっていますよという情報を上手に届ける役目だけでいいということが書いてあるんですかね。

答（事務局長） まず任意の組織という部分ですけども、なんらかの拘束力のある組織にしてしまいますと、まさに先ほどおっしゃられたように本部会議やるよといったときに、とても出れるような状況ではないのに出なきゃいけないだとか、そういったケースですね。一応当然支援本部会議を開催するといったときに、全議員出席しないでいいですよということは書けないですよ。当然、全議員が参集するというふうにはさせていただいております。これはあくまでおっしゃられるように大規模災害が発生したときに、議員がどのような行動をとっていただくかという、その基準となるものということでございます。ですから、やはり一番重要なのは情報の収集、集約、共有、こういった部分ですので、当然、市の災害対策本部が優先して情報は集まりますので、そういったところの情報を支援本部のほうに流させていただくだとか、あるいは地域の情報で市の対策本部が持っていないような情報を議員さんが個々にお持ちの場合は、逆に市の災害対策本部に情報を提供するというような、そういった取り決めがここの中に、ただし先ほども活動の自粛というところで、個別に要望をされたりだとか、特定の職員をつかまえて、あれはどうなってる、これはどうなってるというようなことはしていただくと混乱しますので、そういったことは自粛してくださいと規定はさせていただいたということでございます。

問（11） そういった情報が聞きたいときは本部会議で全部集約させていただいて、みなさんに情報共有していただいて、それを各地域に持ち帰るという認識でよろしかったですか。

答（事務局長） そういった形も当然ですけども、第7条で議員の対応、あるいは第5条、支援本部の活動ということで、それぞれどういう行動をとっていただくかということはここに書いてございます。例えば、地域からの要望事項があったときに、それは議員さん個人から直接市の災害対策本部に出すのではなく、一旦議会の支援本部のほうで集約して、まとめて市のほうに出すだとかいった対応をとりましょうよということでございますので、そのへんのことは

よろしくお願ひしたいと思ひます。

意（1） 基本的にはこういった流れで結構だと思いますし、こういった災害というのは何が起るかわからないというときに、組織をつくること、連絡の方法、先ほど言われたみたいに皆さん個人個人で動いて、対策本部の邪魔をしないということが一番大事だと思います。その中で第6条の幹事会を置くところなんですけども、こういった非常時に幹事会というものを置く必要があるのかなと思います。どなたが来れるかわからないというときに、その会派なんかが集まるかどうかかわからないというときに、こういった段階を踏むことではないし、こういった隔たりをつくることは特にないのかなと思いますので、御検討いただければと思います。

意（事務局長） 御指摘の部分については、私もこれは岩沼市に同様の趣旨の規定があったということで、こういったものも必要なのかなということでとりあえず入れさせていただきましたけど、例えばたくさんの議員さんがおって、複数会派のところがあればそういうことも可能なんですけども、高浜市のように1人会派が多いところでこういうものをつくっても極端な話、御本人さんがなんらかの事情で出てこれないとなると、幹事会そのものが成立しないということもありますので、その部分についてはカットすることについては、やぶさかではないと思っております。

委員長 そういう面も含めて、会派の中で御議論していただければと思いますが、そのほかに。

意（1） そちらの方向で検討していただければと思います。もう1点、第3条の5、こういった場面では組織をつくるということが一番大事だと思うんですけど、本部長及び副本部長に事故があるときは、年長の議員が本部長の職務を代理するとありますが、いろんな想定をされると思うんですが、万が一、一期生がたまたま年長だったりしたときに、こういった本部長の役目が回ってきてもなかなか調整等もできないと思いますので、集まった人間が合意するなり、もしくは期数が多い方なりというふうな定義を持ったほうがいいんじゃないかなと思います。

委員長 御意見としてうかがわせていただきます。先ほども言いましたように、

次の委員会のときまでにそれぞれの会派の中で取りまとめていただいて、先ほども言いましたようにこれがたたき台になりますので、これも進む方向で皆さんの御意見を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

意（事務局長） 先ほどからBCPのお話が出ておりました、私も失念しておりましたけども、市の都市防災のほうに確認をしましたところ、今退官自衛官の方を活用して、役所全体の危機管理マニュアル、あるいはBCPの部分について見直しを行っておるということでございましたので、そちらのほうがりまとまりしだい、そちらのほうの中身も見ながら、また改めてBCPの部分についてもなんらかの案をお示しできればと思っております。

委員長 そのほかに。

問（3） 今、役所のBCPだとか危機管理マニュアル、いつぐらいにできあがってくるのか、わかりますか。

答（事務局長） ちょっとそこまでの確認はしておりませんが、またできしだいということでお願ひはしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（3） 委員長に確認なんですけども、1つ目と2つ目の両方、ICTと災害対応マニュアル、次回の委員会のときには訂正されたものが資料として出てくるという認識で考えていいですか。

委員長 先ほども言いましたように、各会派の中でこのたたき台をしっかり議論していただいて、修正する部分、加筆する部分というのを出していただきたい。

問（3） ということは、次回の日程をまた決めていただいて、それよりもどのぐらいか前かという話は。

委員長 日程等についてはあとの議題で話をしようと思っておりますので、今柳沢委員言われたように、ICT化についても災害対応マニュアルについても引き続き議会改革特別委員会で検討していきますので、各会派の中でしっかり議論をし、積み上げていただいたものを今度の委員会のときに提出していただいて、進めていきたいという方向でいきたいと思ひます。



問（３） 確認なんですけど、委員会のときに提出なんですか。

委員長 事前に、もしあれだったら出して、それをまた各会派にお配りして、そういう方向がいいということであれば、事前に期限を切って、各会派から御意見をいただいて、修正したものを各会派に配って、それをもとに委員会の中で議論するという方法がいいということであれば、期限を切って案を出していただき、それから委員会をいついつ開くという方向になろうかと思います。

意（３） 期限を決めて出していただいて、それを精査したものを次の委員会で揉むというほうが、ある程度話が早く進んでいくと思いますので、僕はそちらでお願いしたいと思います。

委員長 今、柳沢委員からそういう提案ありましたけども、そのような御提案でよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 期限的には、皆さんよければ、おおむね来月ぐらいに委員会を開きたいと思いますので、7月いっぱいをめどに各会派の中で、たたき台をもとに修正案をつくっていただいて、それを各会派に配布して、お盆前かお盆過ぎかわかりませんが、議会前にそれを取り組んでいければと思います。そんな方向性でよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 そういう方向性でいきますので、おおむね7月いっぱい。早く出していただければそれにこしたことはありませんので、各会派の中でとりまとめたものを、ICTも災害対応マニュアルも含めて、出していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

（３）その他

委員長 次の議会改革特別委員会の開催は、先ほど言いましたとおり、皆さん方の御提案をいただいて、日程調整をしながら、進めていきますので、ここでいついつという日程が組みにくいと思いますので、事前に、最低1週間くらい前には御連絡して、日程調整させていただきたいと思いますので、きょういついつということを決定することはできませんので、あらかじめ御了承願いたいと思います。よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時49分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長